

1 いわき市地域医療を守り育てる基本条例(平成29年6月制定)

【目的】

市の地域医療についての基本理念を定め、市、市民及び医療機関等の役割を明らかにするとともに、地域医療を守り育てる施策を総合的に推進し、もって将来にわたって市民が安心して良質な医療を受けることができる体制を確保する。

【定義】

《地域医療》
市民の疾病等の治療及び予防、健康の保持及び増進並びに介護の分野において医療機関等が医療を提供する体制をいう。
《医療機関等》
市の区域内に存する病院、診療所、助産所、薬局、医療を提供する介護事業者等をいう。

【基本理念】

- 地域医療は、市民の健康と生命を守るかけがえのないものであるため、将来にわたって継続的に確保されなければならない。
- 地域医療は、市、市民及び医療機関等が一体となり、相互の連携と協力のもと守り育てなければならない。

【それぞれの役割】

医療機関等の役割

- 患者の病状に応じた医療機関等の機能の分担及び業務の連携を図り、地域医療を充実させること。
- 医師等の医療の担い手を確保し、及び育成すること。
- 患者の立場を尊重し、医療に関する必要な説明及び情報の提供を行い、患者との信頼関係を築くこと。
- 保健及び福祉との連携を図り、居宅等における医療に取り組むこと。
- 市が実施する救急医療の体制の確保、健康診査、医療及び介護の総合的な確保等に関する施策に協力すること。

市民の役割

- 医療機関等が患者の病状に応じた機能を果たしていることを理解し、自己の病状に応じた適切な医療機関等において受診等を行うこと。
- かかりつけ医を持つこと。
- 受診等に当たっては、医師等の医療の担い手に信頼と感謝の気持ちを持ち、その指導、助言等を尊重し、健康を回復すること。
- 救急車については、病状に応じて適正に利用すること。
- 夜間又は休日における安易な受診をしないこと。
- 自らの健康を守るため、健康診査等を積極的に受診し、日頃から健康管理を行うこと。

市の役割

基本理念にのっとり、地域医療を守り育てるための施策を策定し、及び実施するものとする。

2 地域医療を守り育てるために実施している市の医師確保の施策(R3年度)

- ① 大学医学部寄附講座開設事業(H23年度～)
医療センターで不足している診療科への医師の派遣等に繋げるため、大学医学部に寄附講座を開設
ア. 福島県立医大 : 地域産婦人科支援講座 H31.1.1～R5.12.31(5年間)常勤医1名、非常勤医2名
イ. 福島県立医大 : 手外科・四肢機能再建学講座 R2.4.1～R5.3.31(4年間)常勤医3名
ウ. 日本医療科学大 : 小児地域総合医療学講座 R3.4.1～R8.3.31(5年間)非常勤医6名
- ② 共創型・地域医療寄附講座開設事業(H29年度～)
本市の医療提供体制の充実と市内病院への医師定着を図るため、市内の病院を運営する法人と市が連携して医学部を有する大学に寄附講座を開設
・ 福島労災病院:整形外科 東京医科大 H31.4.1～最長5年間 常勤医3名
- ③ 病院医師修学資金貸与事業費補助金(H28年度～)
病院勤務医の確保を推進するため、市内の病院が医学生を対象として実施する修学資金貸与に係る費用の一部を市が補助(事業概要)⇒病院が貸与した額の2分の1を補助 上限1,410千円/年額 ※117,500円/月額
ア. 医療センター:29名(継続者24名、新規者5名)
イ. 福島労災病院:1名(継続者)
- ④ 診療所開設支援事業(H31年度～R5年度)
地域医療の重要な担い手である診療所医師を確保するため、診療所の新規開設又は承継に係る費用の一部を補助(事業概要)
・ 補助対象 : 市外医療機関に勤務している医師等、継続して10年以上診療する見込みがある など
・ 補助対象経費 : 土地取得、建物新設(取得・改修・拡張)、機器購入
・ 補助率及び上限額 : 3分の2以内、20,000千円上限(小児科又は分娩施設を有する産婦人科・産科は30,000千円)
・ 実績 : 事業開始以降補助対象者は無し
- ⑤ 医療提供体制支援事業(H20年度～)
市内において診療体制が不足している特定診療科を確保するため、施設の新設等に係る費用を補助(事業概要)
・ 補助対象 : 特定診療科(神経内科、小児科、心臓血管外科、皮膚科、産婦人科、産科、麻酔科)に係る診療を行なおうとする市内の病院等を運営する者
・ 補助対象経費 : 特定診療科の診療を行うために要する施設の新設又は改修、機器購入
・ 補助額 : 2,500千円上限
・ 実績 : H22:1件、H30:1件
- ⑥ いわき地域医療セミナー(H21年度～)
将来の地域医療を担う人材の確保及び育成を図るため、福島県立医大と連携し、医学生を対象としたセミナーを開催。
なお、平成27年度からは福島県立医大3年生の授業カリキュラム化
・ 例年7～9月開催(R3年度はコロナ禍の影響により2～3月開催予定)・延べ参加者数:240人
- ⑦ いわき市地域医療ガイダンス(H27年度～)
将来の市内勤務医師を確保するため、医学部に合格した生徒と保護者に対し、市長、医師会長及び現役医学生から有用な情報を提供
・ 例年3月開催・延べ参加生徒数:48人
- ⑧ いわきふるさと便(H27年度～)
本市へのU・Iターンの医師希望者を発掘するため、本市出身や本市と関わりのある医師・医学生に対し、市内の医療情報や医師の求人に関する情報を掲載した「いわきふるさと便」を定期的に発送
・ 例年200人以上に発送
- ⑨ いわき市医師招聘専門員兼いわき市医療センター顧問の選任(R元年度～)
本市の地域医療の充実を図るため、医師招聘や市医療センターの運営に関する助言を受けるべく、高度な専門的学識や多岐にわたる人脈を有する平則夫氏を「いわき市医師招聘専門員兼いわき市医療センター顧問」として選任
- ⑩ いわき市地域医療を守り育てる応援基金条例の設置(R2年度)
地域医療を守り育てる施策その他感染症のまん延を防止するための施策を推進し、将来にわたって市民が安心して良質な医療を受けることができる体制の確保に資するため基金を設置

3 医師確保への新たな施策に向けて・・・

医師確保計画の策定

- (1) 医療提供体制の確保については、医療法に基づき、都道府県の権限と責任において行われるものであるが、医師不足が深刻である本市においては、これまでも独自に医師確保に向けた取り組みを行ってきたところである。
今後においては、これまでの取り組みに加え、不足している診療科ごとの医師数を明確化し、数値目標を持った本市独自の医師確保計画を策定し、毎年の達成度に検証を加えながら長期的な視点も含め医師確保に取り組むこととする。
- (2) 医師確保計画を策定するにあたっては、市医師会や市病院協議会など医療関係者の方々から各医療機関において不足している診療科ごとの医師数の現状を伺いながら「どのようなことをしていくべきか、できるのか」の意見を交換し、将来を見据えた理想とする地域医療の構想を立てながら進める。